

広島県教育委員会会議録

令和元年9月13日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和元年9月13日（金） 9：30開会

11：23閉会

1 出席者

教育長	平	川	理	恵
委員	細	川	喜	一郎
	中	村	一	朗
	志	々	田	まなみ
	近	藤	い	ずみ
	菅	田	雅	夫

2 欠席委員

なし

3 出席職員

教育次長	長	谷	川	信	男
管理部長	池	田	克	輝	
教育部長	福	嶋	一	彦	
乳幼児教育・教育支援部長	池	田		肇	
参	与	生	田	徳	廉
理	事	榊	原	恒	雄
総務課長	江	原		透	
秘書広報室長	山	崎	真	紀	
施設課長	吉	田		宏	
学びの变革推進課長	寺	田	拓	真	
義務教育指導課長	河	北	光	弘	
高校教育指導課長	竹	志	幸	洋	
特別支援教育課長	三	浦	直	宏	

教育委員会会議定例会日程

		頁
日程第1	会議録署名者について	1
日程第2	第3号議案 令和2年度県立高等学校の入学定員の策定について	1
日程第3	第4号議案 令和2年度県立特別支援学校高等部の入学定員の策定について	3
日程第4	第5号議案 県立高等学校の授業料等の減免及び徴収の猶予に関する規則の一部改正について	5
日程第5	報告・協議1 公立高等学校入学者選抜制度について	6
日程第6	報告・協議2 令和2年度に使用する教科用図書の採択結果について	12
日程第7	報告・協議3 公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査の結果について	14
日程第8	第1号議案 令和元年広島県議会9月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について	17
日程第9	第2号議案 審査請求に対する裁決について	17

平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。
会議録署名者の件ですけれども、本件は会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。
会議録署名者として、細川委員、中村委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。

(承 諾)

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。
議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますがいかがいたしましょうか。
細川委員： 第1号議案は議会提案前の内部検討を行うものであり、第2号議案は個人情報を含む案件でありますから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。
平川教育長： ほかに御意見はありませんか。

(な し)

平川教育長： それでは、今の細川委員の発議について採決をいたします。
第1号議案の令和元年広島県議会9月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について、第2号議案の審査請求に対する裁決については、公開しないということに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
したがって、本日の議題は、第1号議案及び第2号議案を公開しないで審議することといたします。

第3号議案 令和2年度県立高等学校の入学定員の策定について

平川教育長： それでは、第3号議案、令和2年度県立高等学校の入学定員の策定について、寺田学びの変革推進課長、説明をお願いいたします。

寺田学びの変革推進課長： 令和2年度県立高等学校の入学定員の策定につきまして御説明を申し上げます。
資料の1ページ目をお開きください。まず、「1 入学定員策定の設定条件」を御覧ください。(1)にお示ししておりますとおり、入学定員策定の基礎となります中学3年生の在籍者数につきましては2万5,159人で、前年度と比較をいたしまして654人の減となっております。この2万5,159人を基にいたしまして、設定進学率等の設定条件を加味いたしまして、令和2年度の入学定員の案を考えております。

「2 受入計画の内容」の表を御覧ください。下から5行目にございますように、来年度の公立受入数につきましては、1万5,708人としております。このうち全日制本校で受け入れる人数につきましては1万5,360人といたしまして、これに対応する学級数は384学級となりますので、前年度と比較をいたしまして、受入数は400人の減、学級数は10学級の減となっております。

なお、その下にございます全日制分校及び定時制の学級数につきましては、本年度と同数としております。

次に、「3 学級増減の状況」を御覧ください。御説明申し上げましたとおり、来年度は10学級を減ずることとしておりますので、これにつきましては、1校につき1学級ずつを減ずるといことといたしまして、学級減を行う候補校10校につきまして、表の右側にお示ししております。具体的に申し上げますと、祇園北高等学校、高陽東高等学校、五日市高等学校の3校につきましては、それぞれの地域の生徒数が大きく減少することなどを踏まえまして、学級減の対象としているところでございます。その他の7校につきましては、近年、定員割れが続いており、令和元年度入学者選抜においても大きく定員割れをしていること、さらには、それぞれの地域や近隣地域の生徒数が一定程度減少

することなどを踏まえまして、学級減の対象としているところでございます。

なお、呉工業高等学校につきましては、現在、1学級ずつで募集しております電気科と電子機械科を合わせて1学級で募集する、いわゆる「くくり募集」を行うことで、1学級の減としたいと考えております。

次に、資料の2ページを御覧ください。こちらには、大学科ごとの入学定員をお示ししております。御説明申し上げましたとおり、全日制の本校で合計400人、10学級の減ということになっております。

なお、資料の3ページ及び4ページには、市立高等学校を含めました県内全ての公立高等学校の学校別の入学定員を、そして、5ページには、県内の公立高等学校の配置図をそれぞれ添付しておりますので、後ほど御覧ください。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願ひいたします。

中村委員： 1の公立受入率、令和元年度の68.6パーセントというのは実績でしょうか。実績が分かれば、教えていただけますか。

寺田学びの革新推進課長： この公立受入率につきましては、計算上の数値でございまして、従来、中学3年生の在籍者数の公立と私立の比率を7対3で設定しておりました。ですので、減少幅の7割を公立で吸収すると、数値が出てまいりまして、それを全体の数値に掛けると、この公立受入率というのが出てくるというような形で、イメージとしては数が出てきて、そこから率が算定されてくるという形になります。

中村委員： いずれにしても、これは理論上の数値だと思いますので、実際、定員割れもありますし、恐らくこれより率は下がってくるのではないかと思いますので、少しでも計画に近付くように祈っております。

細川委員： この学級減の学校の予定ですと、音戸高校が含まれておりますが、課長の御説明のとおり、今年と昨年の定員割れの状況も御報告いただいているのですが、音戸高校が来年度から1学年1学級の学校になるということで、その辺のところの御指導の予定とか、今までの御指導とかがございましたら、御説明いただければと思います。

寺田学びの革新推進課長： 御指摘のとおり、音戸高校につきましては、近年、30人から50人くらいはかなり大幅な定員割れの状況が続いているということがございまして、この要因というのはなかなか一概に分析することは難しい部分もございすけれども、何より学校が活性化して、子供たちにとって良い学習環境ができていくということが非常に大事だと思っております。そういう視点から申し上げますと、御指摘がございましたように、今回、1学級ということになりますと、学校活性化地域協議会を設置して、学校の活性化策について地域と一体となって話し合っていたり対象校になってまいります。こうしたことも一つのきっかけといたしまして、私どもも学校活性化地域協議会を始め、学校の方に積極的に赴きまして、活性化に向けてどのような支援が県教委としてできるのかということと一緒に考えて、支援してまいりたいと思っております。

細川委員： よろしくお願ひいたします。

志々田委員： 呉工業高校のくくり募集なのですけれども、こういう募集の仕方というのが、授業をしていく上で、専門の学科を学びたいと思っている生徒たちにとって問題はないのか教えてください。

寺田学びの革新推進課長： くくり募集の場合のカリキュラムをどのようにするのかというところにつきましては、幾つかのパターンがあるかと思っております。ほかの学校の例を見ますと、例えば1年次の部分については共通のカリキュラムを編成して、2年、3年でそれぞれの部分の専門性を深く学んでいくという形でやっているところもございす。そういった意味から申し上げますと、専門性という部分について深く学べる時間が少し少なくなるというデメリットがある一方で、逆に言うと、くくりの対象にすることで、1年次に双方を学べる、関係がそれなりにあるということで、そういうメリットもあるのではないかと考えております。具体的なカリキュラム編成については、これから学校でしっかり考えていただく部分になりますが、県教育委員会といたしましても、学校がやりたい部分について必要な支援を行いながら、生徒たちの学びたいニーズを実現できるようなカリキュラム編成をしていきたいと思っております。

志々田委員： 学校の特色化というのは、それぞれの学校でとても大きな課題であろうかと思ひます。くくり募集という形で子供たちの募集を減らすことによって、それをマイナスのように感じるのかもしれませんが、新しいカリキュラムであったり、新しい特色ある学校作りのためにプラスに考えていただいて、学校の中でカリキュラム研究を進めていただいた

ら、きっと良い結果につながるのかなと思いますので、是非その辺りの支援もしていただければと思います。

細川委員： この1学級減る学校の中に安西高校と三原東高校がございまして、2年連続、学級減になったわけですがけれども、学校経営の面から見て何か支障が出るのか、そういう懸念はないのでしょうか。

寺田学びの変革推進課長： 生徒数が2年連続で減るということになりますので、当然、学校行事等を行う面でいろいろな難しさというのでも出てこようかと思えます。さらには、教職員数といったところにつきましても段階的に減っていくということになりますので、そういう意味におきましては、学校運営を行う上で困難な部分というか、難しい部分が出てくるところもあるのではないかと考えておりますけれども、その部分につきましても、校長の意見を聞きながら、どういった対応ができるのかということをお県教育委員会でも御相談に乗って、対応していきたいと思っております。

細川委員： しっかり支援していただきたいと思えます。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

第4号議案 令和2年度県立特別支援学校高等部の入学定員の策定について

平川教育長： 続きまして、第4号議案、令和2年度県立特別支援学校高等部の入学定員の策定について、三浦特別支援教育課長、説明をお願いいたします。

三浦特別支援教育課長： 令和2年度県立特別支援学校高等部の入学定員の策定について御説明申し上げます。

資料の1ページを御覧ください。まず、1の職業コースを除く普通科でございますが、これまでと同様に、学校教育法施行令第22条の3に基づき、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱者である者について入学者選抜を実施し、当該県立特別支援学校高等部の教育課程を履修することが可能な能力、適性等を有する者を入学させることとしております。このため、入学定員は「教育長が別に定める」とし、入学者選抜実施要項において「若干名」とする予定でございます。

なお、昨年度からの変更点が1点ございます。表中、下から2段目の黒瀬特別支援学校については、これまで括弧書きで「安浦分級を含む」としておりましたが、平成30年12月4日の教育委員会会議で、令和2年度から黒瀬特別支援学校本校に統合すると決定されましたので、その点を変更しております。

次に、2の普通科職業コースでございます。福山北特別支援学校及び広島北特別支援学校の普通科職業コースにつきましても、それぞれ16人、2学級を入学定員とするものです。

最後に、3の専門教育を主とする学科でございます。広島中央特別支援学校の保健医療科、専攻科医療科及び専攻科保健医療科につきましても、それぞれ8人、1学級を入学定員とするものです。いずれも平成31年度と同様の入学定員を設定したいと考えております。

なお、2ページ以降に近年の入学者選抜の実施状況に関する資料等をお示ししておりますので、後ほど御覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

細川委員： 先ほど御説明いただきました1ページ、2の普通科職業コースの入学定員が16人、2学級と御説明をいただきました。2ページにございます2のところの入学定員ですが、

平成27年度から今年度まで16人のままでございます。志願者数を見てもみますと、多い年、少ない年とございますが、近年は入学定員を超える志願者数が出ているのですけれども、この16人にされている理由と、増やす予定はないのかということをお伺いしたいと思います。

三浦特別支援教育課長： 入学定員につきましては、当該職業コースを目指す生徒の人数、そして、1学級8人という学級の定員に基づいて、それを1学級増やすということになりますと、24人ということになりますので、その生徒の実態であるとか、学校経営であるとかということをお案して、16人が適当であると考えて設定いたしました。

細川委員： 分かりました。1学級8人という定員で運営されているということですが、これが例えば定員が16人なので、志願しても落ちるから、止めようとか、そういう方向につながっているおそれはないのかということをお伺いしたいと思います。

三浦特別支援教育課長： 生徒の実態を事前に教育相談等で把握して、定員が16人であるから、難しそうだから、受検しないといった話はお聞きしたことがございません。逆に難しいかもしれないけれども、チャレンジしてみようという生徒が含まれていて、その職業コースの教育課程が十分に履修できるかどうかというところを学校の方でもしっかり入学者選抜で見ながら合格を出しているところで、受検しなかった普通科の子の中に職業コースが履修できる生徒が含まれているとは受け止めておりません。

菅田委員： 普通科職業コースは、知的障害も視覚障害も1学級8人なのですけれども、その8人という科学的な根拠はあるのでしょうか。

三浦特別支援教育課長： 1学級当たりの定員につきましては、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律に基づいて、特別支援学校の単一障害につきましては8人と定められておりますので、8人を1学級としております。

中村委員： この普通科職業コースを除く入学定員、「教育長が別に定める」というのは、いつ頃、どのような形で明らかになっていくのでしょうか。

三浦特別支援教育課長： 県教育委員会が定める広島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項におきまして、若干名と示させていただくことになっております。

中村委員： それを見てくださいということなのですね。

三浦特別支援教育課長： はい。

志々田委員： 今回の定員のことだけではないのですが、基本的にどこの特別支援学校に行かせていただいても、たくさんのお子さんたちが学校に来ておられて、教室が不足しているとか、先生の数が足りないとかという、とても大変な状況の中で運営されているのですが、この特別支援教育を受けたいという方たちの数が増えている現状を考えると、抜本的に学校の数を増やすだとか、一つの学校を分割して別々の施設を作るといったような、そういう議論ということもこれからしていかなければいけないのかなと思うのですが、そういうお話というのは、定員がないので、どういうタイミングで、どういう判断で始まるのか教えていただいてもいいですか。

三浦特別支援教育課長： 委員がおっしゃられるように、現在、知的障害を対象とした特別支援学校において児童生徒数が急増していることから、教室不足という問題が発生していることについては、大きな課題だと捉えております。現在、将来的な増加推計を大学の専門家と連携して整理しているところでございます。できるだけ早くその推計値を固めて、適切な学習環境の整備を検討してまいりたいと考えてございます。

志々田委員： 重複障害のお子さんたちもかなり増えてきて、かなり医療的ケアが必要であると、またたくさん部屋も要ということもお聞きしていますので、是非とも早く推計値を出していただいて、新設というのは、お金のことや先生の供給ということも難しい問題だと思いますが、是非積極的に考えていただければと思います。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり可決されました。

第5号議案 県立高等学校の授業料等の減免及び徴収の猶予に関する規則の一部改正について

平川教育長： 続きまして、第5号議案、県立高等学校の授業料等の減免及び徴収の猶予に関する規則の一部改正について、竹志高校教育指導課長、説明をお願いいたします。

竹志高校教育指導課長： 県立高等学校の授業料等の減免及び徴収の猶予に関する規則の一部改正について御説明いたします。

この度の改正は、経済的理由により修学が困難な世帯の生徒を対象に、県立高等学校に入学する際に納付が必要な入学料を免除することとし、関係の規則を改正するものでございます。

経済的理由により修学が困難な世帯への支援につきましては、国により、令和2年4月から、低所得者世帯を対象として、大学や専門学校等の入学金・授業料等の減免制度が新設され、入学時の経済的支援の充実が図られることになっております。県立高等学校においても、高等学校へ入学する際に納付する入学料の免除を行うことで、保護者の負担を軽減して、安心して新たな学校生活をスタートすることができるようにするものでございます。

規則の改正案につきましては、資料の1ページ及び2ページにお示しさせていただいております。今回の改正内容は、入学料の免除を実施するため、県立高等学校の授業料等の減免及び徴収の猶予に関する規則に、入学料の免除に関する規定を新たに加えるものでございます。また、具体的な免除の対象は、保護者全員の市町村民税が非課税の者としております。

施行期日につきましては、公布の日としておりますが、入学料の免除につきましては、令和2年度以降に高等学校に入学する者から適用することとしております。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

中村委員： この減免の対象者数、金額の見込みというのを教えてもらえますか。

竹志高校教育指導課長： あくまでも見込みになりますが、全日制課程の免除額が入学料5,650円ということで、非課税世帯の数を1,750世帯という見込みで計算しますと、1,000万円くらいになるのではないかと考えております。

志々田委員： この制度が始まることについて、どのように周知徹底されるのか教えてください。

竹志高校教育指導課長： 周知につきましては、まず、入学説明会をしますので、そこで県立学校等に周知を図っていきます。あわせて、市町教育委員会に周知し、関係中学校等にも周知をしていただくように考えております。そして今度は、各学校の保護者に周知してもらい、自分が対象であるということになりましたら、保護者から教育委員会に申請をしていただくという流れで進めていこうと思います。

志々田委員： 自ら申し出ることが基本になっている制度ですので、やはり御本人が理解しないと、申請されないものだと思います。きちんと説明することが、せっかく作った制度を有効に使うことになると思いますので、特に一人一人の状況をよく分かっておられる担任の先生であるとか、スクールソーシャルワーカーの先生方たちにきちんと伝えて、この制度を周知徹底していただければと思います。

竹志高校教育指導課長： 良い制度として進めていきたいと思っておりますので、あらゆる場面で周知徹底を図っていきたいと思っております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり可決されました。

報告・協議 1 公立高等学校入学者選抜制度について

平川教育長： 続きまして、報告・協議 1、公立高等学校入学者選抜制度について、寺田学びの変革推進課長、説明をお願いいたします。

寺田学びの変革推進課長： 公立高等学校入学者選抜制度の改善につきまして御説明を申し上げます。

本県公立高等学校の入学者選抜制度に関しましては、7月の本会議におきまして、検討の視点について、8月の本会議では、公立中学校、高等学校等の校長を対象に実施いたしましたアンケートの結果についてそれぞれ御説明したところでございます。今日は、検討の視点に基づきまして、アンケートの結果等も踏まえて整理をいたしました公立高等学校入学者選抜制度の改善の素案について御説明申し上げます。

お手元の資料の1ページをお開きください。「1 改善の視点」でございます。改善の視点につきましては、7月の会議においても御説明を申し上げましたとおり、本県における「学びの変革」の取組が公立高等学校における入学者選抜においても生かされ、中学生の主体的な学校選択が一層促進されることなど、15歳の生徒にどのような力を身に付けさせたいかという視点から改善を行ってまいりたいと考えております。

大きくは、第一に学校や学科の特色に応じた入学者選抜の充実を図り、自らの進路希望等に応じた生徒の主体的な学校選択を一層可能とすること。第二に、中学校及び高等学校における授業時数の確保や中学生の学習環境の改善など、中学校及び高等学校の教育の充実につながるものとする。この二つを改善の視点といたしております。

次に、「2 改善の主な内容」につきまして御説明を申し上げます。

まず、「(1) 選抜の内容」に関するものとしたしまして、3点整理しております。1点目としたしましては、選抜の回数及び入試の期間に関しまして、現行では推薦入試に当たる選抜（Ⅰ）、一般入試に当たる選抜（Ⅱ）、二次募集に当たります選抜（Ⅲ）の3回の選抜試験を2月上旬から3月下旬の約2か月間で実施しておりますけれども、選抜の回数を一般入試と二次募集の2回とし、入試の実施時期を変えることによりまして、入試期間の短縮を図ってまいりたいと考えております。これらのことにつきましては、校長を対象に実施いたしましたアンケートにおきましても、入試の回数を見直すことや入試期間の短縮を図ることにつきまして、多くの肯定的な意見が出されておまして、こうしたことも踏まえまして、改善を図ってまいりたいと考えております。

2点目としたしましては、一般入試につきまして、学校や学科の特色に応じた選抜の拡充を図ることとし、まず全ての学校、あるいは学科ごとにスクールポリシーや育てたい生徒像、アドミッションポリシーなどを明確に示すことといたします。その上で、学校あるいは学科ごとに学力検査と調査書のほかに選抜の方法を追加できるようにすること、あるいは、学校、学科ごとに学力検査と調査書の比重を設定するとともに、学力検査を実施する教科の設定や傾斜配分についても可能とすることなどを考えております。これらのことにつきましては、同じく校長へのアンケート結果におきまして、特色入試の実施や各高等学校における裁量の拡大について、多くの肯定的な意見があったことなどを踏まえまして、学校や学科の特色に応じた入学者選抜をより一層実施することができるよう、また、生徒の主体的な学校選択がより一層可能となるように改善を図ってまいりたいと考えております。

また、15歳の生徒に対し、これまでの自分自身を振り返り、今の自分をしっかりと理解し、その上で、将来自分がどう在りたいのか、どうなりたいのかということを自らの言葉できちんと相手に伝えることのできる力を身に付けさせたいという観点から、全ての高等学校におきまして、生徒自身が作成する自己PR書の提出を求め、その自己PR書を活用した面接を受検者全員に対して実施することとしたいと考えております。

3点目としたしましては、二次募集につきまして、セーフティネットの観点から継続した上で、一般入試と同様に、より高等学校の特色を踏まえた入試を実施していくこととしたいと考えております。

続きまして、「(2) 調査書」についても3点お示ししております。

1点目としたしまして、全ての中学校において統一的に作成し、提出を求める調査書につきましては、項目の精査を含め、記載情報を整理してまいりたいと考えております。

具体的には、評定については、対象学年を精査することといたしまして、現行では中学校1年生から3年生までを対象としているところを、2年生及び3年生を対象とすること。また、評定以外につきましては、記載事項の精選を図ることといたしまして、氏名、性別及び学習の記録のみ記載を求めるとしたいと考えております。調査書の記載情報を整理することにつきましては、校長のアンケート結果におきましても、客観的事項のみに整理してはどうか、可否判定で活用している事項以外は整理してはどうかということなどについて、多くの意見が出されておりますことから、こうした意見も踏まえて改善を図るものでございます。

2点目といたしましては、学校あるいは学科ごとに評定の対象教科の設定や傾斜配分を可能とするなど、調査書の活用方法を決定することができるようにしていきたいと考えております。これは、先ほど申し上げましたように、学校や学科の特色に応じた選抜の拡充を図るという観点から、調査書の活用についても同様に改善するものでございます。

3点目といたしましては、高等学校は、生徒自身が作成する自己PR書におきまして、中学校3年間の活動状況が分かる内容の記載を求められるようにしたいと考えております。これまでは、調査書の中に行動の記録、あるいは総合的な学習の時間の記録、特別活動の記録などの項目がありまして、これらの記載内容によって生徒の中学校3年間の活動状況等を把握することとしておりましたが、今後は、これらの項目を調査書から削除し、生徒の中学校3年間の活動状況を選抜の資料として活用したいと考える高等学校については、その内容をあらかじめ示すこととし、その高等学校の受検を希望する生徒については、自身が作成する自己PR書の中で高等学校が示した内容について記載するというものを行ってまいりたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールでございます。本日御説明申し上げた改善素案につきましては、できましたら来週、9月18日からパブリックコメントを実施いたしまして、広く県民の皆様の御意見もお聞きしたいと考えております。

また、具体的な制度の内容につきましては、引き続き校長等の関係者の御意見もお聞きしながら、本年中には事務局としての最終的な改善案を策定し、お諮りさせていただきたいと考えております。

なお、入学者選抜の改善の実施時期につきましては、調査書の変更につきましては、令和3年度入学者選抜から実施したいと考えておりますが、選抜（Ⅰ）と選抜（Ⅱ）の一本化など、生徒への影響が大きいものにつきましては、周知期間等を十分確保するため、令和4年度の入学者選抜から実施したいと考えております。

資料の2ページ目、3ページ目には、現行制度と改善素案の内容を比較した資料を整理しておりますので、後ほど御覧ください。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 調査書のことについて、記載を減らして、なるべく学校側の、特に中学校側の負担を減らそうという意図はよく分かるのですが、記載内容として性別が入っています。性別を聞く理由は何かあるのでしょうか。

寺田学びの革新推進課長： 今回、生徒自身が作成する出願関係の書類につきましては、性別を削除することと考えております。ですので、生徒自身が作る方については、聞かないと。一方で、学校で一応そういったものをおきたいという声もありますので、生徒が作るものではなく、学校が作る関係の書類で性別を確認するという構成にしたいと思っております。

志々田委員： 学校側は性別をなぜ知りたいのでしょうか。

寺田学びの革新推進課長： いわゆるLGBTの問題等、いろいろと配慮しなければならないことがあろうかと思っております。他方で、例えば寮がある学校も含めて、戸籍上の性別を把握しておきたいというニーズもあろうかと思っておりますので、一つの参考とするために、そういったものを項目として入れているところでございます。

志々田委員： 私も、申し上げている意図はLGBTの問題です。女子20人、男子40人とかという募集をしているわけではない以上、それを聞くというのは、やはり合理的な説明が必要かと思っております。知っておきたいということと知らせたいということは別ですので、もう一度よく御検討いただければと思います。このことを通して、傷ついている子供たちや、生きにくさを抱えている子供たちがいる現状を考えると、学校側が知りたいということは無理やり調査書に入れるということは、合理的な説明がない以上は、私はあまり良い

ことではないと思います。合理的な説明があれば結構ですので、その理由付けをきちんと考えて、今の御説明では、多くの方たちに納得はいただけないのではないかと思いますので、是非慎重に御検討いただければと思います。ここに性別と書かれている以上、何か意図があると多くの方たちは思われるはずですので、全ての子供たちに優しい入試を考えるのであれば、学校側の要望だけで、これほど問題になっているものを当たり前のように集めますということはあまり良いことではないように思います。

近藤委員： 学校側でも、受検する生徒さんの側でも、自分たちが学校なり、自分自身の特色、強みということをそれぞれが考えていく、本当に新しい制度なのだろうと思います。

自己PR書なのですけれども、これも生徒自身が今までの自分のことを振り返って、自分の強みは何かとか、これからどう在りたいかということ意識的に考えるすごく良い機会だろうと思うのですが、得手不得手というのもやはりあると思うのです。中学校のカリキュラムの中で、自己PRというか、そこら辺を振り返るような練習といったものが準備されようとしているのかどうか教えてください。

寺田学びの変革推進課長： 各学校において実施の状況というのは様々あるかと思っておりますけれども、まず、キャリア教育の重要性ということがうたわれて、かなり時間が経過しております。自分自身が将来どうなりたいか、そして、今、自分がどういう状況にあるのかというキャリア教育は、特定の教科、科目の中で実施するものではなく、教育活動全体において実施するというようになっておりますので、各学校において、そういった活動の中である程度自分自身のことを見詰めるということが行われているのではないかとというのが一つでございます。

もう一つは、新しい学習指導要領も含めまして、教科におきましても、振り返りということが非常に重視されております。そういった振り返りの中で、自分自身の能力の長けている部分と欠けている部分がどこなのかということ进行分析するような学習活動も学校においては行われておりますので、それと併せまして、こういった自己PR書を作っていく際に、学校である程度指導が必要になってくる場面ということも生じる可能性があると思っております。そういった点については、学校の働き方改革がうたわれている中において、学校において新たな視点のものが入ってくるという部分もございましてけれども、私どもといたしましては、全ての中学生がこういったことができるようになって中学校を卒業していただきたいという思いがございまして、各中学校においては御負担をお掛けする部分もございましてけれども、生徒たちに必要な支援をしていただければと思っております。

中村委員： 選抜制度も時代に合わせて弾力的に変えていくというのは良いことだと思いますし、先般の校長先生のアンケートを見ますと、中学校側も高校側も選抜（I）はなくても良いという意見が多かったと思いますので、今回、非常に大きな変更だとは思いますが、中学校、高校での授業時間の確保、学習環境の改善等を考えれば、これは良いことなのかと個人的には思います。

ただ、視点のもう一つの方の生徒に主体的な学校選択をさせるということですが、学校や学科の特色に応じた入学者選抜の充実を図るという点について、少し懸念があると思っております。というのは、前提としては、学校や学科に特色があるということなのですが、今までも確かにあったと思っておりますけれども、これを更に推し進めていくということになると、よりそれを際立たせるということになると思うのです。学校の特色というものはもう既にあると思うという意見がアンケートにも正に書いてあったと思うのですが、主体的な学校選択を一層促進するというということになると、アドミッションポリシーとかスクールポリシー等で、ほかの学校とは違う、つまりそれぞれの学校に特色があるということをよりアピールしていくということだと思うのです。そうしないと意味がない。現状の求める生徒像とか、いわゆるスクールポリシーみたいなものを見ても、良いことを書いているのですけれども、言っていることはあまり変わらないものが多いと感じています。一つは、そこを変えて、特色を出していくことだと思います。となると、それを誰がやるのかというと、まずは校長先生だろうと思うのですけれども、果たして校長先生だけでそれが本当にできますかということなのですね。例えば呉三津田高校とか、そういう学校は既に色があるし、その方向性は多分ぶれないのだろうと思うのですけれども、1学年1学級規模の学校等は、その方向性を間違えると、直ちに学校の存続問題につながっていくということもあると思います。あるいは、一人の校長が決めたものが、校長が代わったときにどうなるのかということもあると思います。この1年間、2年間の生徒の募集に関わるようなことだけであれば良いのですけれども、それが今後

何十年、校風とか、こういう学校だというものにつながっていく可能性がありますよね。私立であれば、いわゆる建学の精神とか、何か揺るぎないものがあって、それに沿って行くということはよくあると思うのですけれども、公立高校が、これだけたくさんある学校がそれぞれ特色を出していくとなると、果たしてどうか。生徒に主体的に学校を選んでもらうという前提の、そこがまず大事なところだと思います。その辺りいかがでしょう。

寺田学びの変革推進課長： 非常に重要な御指摘であると思っております。当然のことながら、各学校、これまで歴史がございまして、その歴史の中で積み上げられてきた学校の特色、あるいは位置付けというものがございまして。しかしながら、それがなかなか見えにくい状況になっていたりとか、あるいは偏差値輪切りと言われたりするように、特に普通科の学校等を中心としまして、この学校が一体何を大事にしている学校なのかということが見えにくい状況になっている部分もあるかと思っております。そういった部分をいかに見えるようにして、かつ整理をして、体系的に位置付けていくかということが非常に重要であると思っております。最終的には、御指摘のとおり、校長の責任において判断されるものではありますけれども、今考えておりますのは、県教育委員会の方である程度検討に当たっての視点やフォーマットのようなものを整理させていただきまして、それに基づいて学校が考えられるようにしてはどうかということ。さらには、このために設置しているものではございませんけれども、学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールが今年度から全県的にスタートしております。コミュニティ・スクールで地域の方々や、あるいは関わっておられる方々の御意見も聞きながら、この学校の5年後、10年後、あるいは30年後を見据えて、この学校はどういう学校で在り続けるべきなのかということ。これを校長がリーダーシップを発揮しつつ、様々な人の知見を結集しながら決定していくことが重要であると思っております。県教委といたしましても、そのための支援をしていきたいと考えております。

中村委員： どこもみな似たり寄ったりだと意味がないし、そうならないようにするためには大変な準備が必要だと思いますので、是非よろしくをお願いします。

菅田委員： 選抜（Ⅰ）をなくすということで、中学校、高校の校長先生からの意見ということなのですけれども、逆に、選抜（Ⅰ）で入学された生徒さんの声とか、あと、選抜（Ⅰ）で目指そうとされている生徒さんとか保護者の意見というのは何か調査されているのでしょうか。

寺田学びの変革推進課長： 生徒からの直接の意見ということについては、まだ十分聞けていないところがございまして、保護者の方々については、PTAの役員の方々を中心に、非公式で御意見をお伺いしているところでございます。当然、選抜（Ⅰ）という制度自体を平成13年度に全体的に広げて実施してきたわけでございますので、そこには一定の意義があったものと思っておりますけれども、ただ他方で、入試期間が非常に長くなっているというような、子供たちへの負担の問題や、あるいは、元々の理念として、特色を出したいということが一つの理由になっていたわけですけれども、推薦の基準が同じようなものになっている等、機能していない部分もある中で、どのようにすべきなのかということ。これを御意見を伺いながら検討してきたという状況でございまして、今後、パブリックコメントを実施していく中におきましては、パブリックコメント自体もこちらで待っているだけというわけではなく、様々な方に働きかけをして、声を寄せていただけるようアプローチしながら、声を拾い上げていきたいと思っております。

菅田委員： もう1点ですね、生徒自身が作成する自己PR書を活用した面接を受検者全員に実施ということが書かれているのですけれども、受検者全員となると、相当な時間と労力を掛けて、これを短期間でやることになると思うのですけれども、本当にちゃんとした面接ができるのか。おざなりな面接になってしまわないのかというのが非常に心配なのですけれども、この辺はどのように考えておられるのでしょうか。

寺田学びの変革推進課長： 普通科も含めまして、これまで一部の学科で全員面接をしているところはございましたけれども、規模の大きい、かなりの人数が受けてくるような普通科、総合学科の学校においては、なかなか難しいというところで、実施されてこなかった部分があります。今回、それを全員に実施するというところで、非常に大きな制度改正を行うものであると思っております。実際にかかなりの作業量が発生するというところは間違いございませんし、それをどのようなやり方でやれば良いのか。例えば2分なのか、5分なのかという時間の問題ですとか、あるいは1対1でやるのか、5対1でやるのか、3対1でやるのかという運営の問題ですとか、日程を1日で全部収め切れるだろうかという問題ですとか、

具体の運用については様々詰めていかなければならないポイントがあるかと思っておりますけれども、そういったことについては、学校の意見を聞きながら検討していきたいと思っております。先ほど申し上げましたように、文章で自分の思いを表現し、それを人に伝えるというような社会に出てから必ず必要となる力といったところを、この入学者選抜の段階でしっかりと見させていただきたい。そして、それを中学校教育において育てていただきたいという視点から、全員面接を行うこととしているところでございます。

中村委員： 先般のアンケートを見ていまして、出願手続の簡素化という項がありました。公立高校へ出願する場合は、中学校に出して、中学校の先生が各高校に持っていくという制度だと思っておりますけれども、生徒自身でそういった出願手続を主体的にやる方が良いという意見も分かりますし、手続の簡素化、負担の軽減という意味でも、是非考えて良いのではないかなと思っておりましたので、意見として申し上げます。

細川委員： 何点かございますが、まず、選考の回数が1回減っただけだというようなことにならないように、十分にいろいろな方の声を反映していただきたいです。本県は受検が全県一円でございますから、それだけの情報を受検生が全て調べるようになるかもしれません。その中で、例えば育てたい生徒像というのは、大体どこの校長先生も同じではないかという気がいたします。そうすると、先ほどございましたように、似たようなものになりがちになって、特色を感じにくいのではないかとということも感じます。この辺は受検生も保護者も非常にナーバスになりましようから、慎重にやっていかななくてはならないと思っておりますけれども、そういう膨大な情報を各受検生がしっかり吟味していかなくてはならないということが1点です。

2点目は、調査書を今まで学校で先生がお書きになられていたのですが、自己PR書に替えるということになりますと、生徒が書くわけですから、書き漏れがあるかもしれませんし、書き間違いをするかもしれません。その辺は非常に重要な部分ですから、チェックされる先生の作業量も増えるとは思いますが。

3点目は、一般入試の実施時期が2月下旬又は3月上旬と書いてございまして、3月上旬の場合ですと、現行とあまり変化はないのですが、2月下旬になった場合、本県の場合は大体中学校の卒業式が3月10日ということになっておりますので、合格発表がそれより前に実施される場合は、卒業式当日に合格者と不合格者が卒業式を迎えることとなります。現行は卒業式の後に発表されますので、仮に2月下旬となった場合は、そういう懸念も、受検生、保護者からしてみたらあると思っておりますが、お答えいただける範囲でお答えいただければと思います。

寺田学びの変革推進課長： まず1点目ですけれども、おっしゃるように、育てたい生徒像というところが多くの学校で同じような形になってしまうと。正にそこに問題があると思っております。そこがそうならないように、当然大きな方向性は同じでありましようけれども、学校によって特に大事にしたいものはどこなのかということ議論していただくことが必要だと思っております。それについて、生徒や保護者が一つ一つ学校を訪れたり、学校のホームページを見て情報収集しなければならぬというのは非常に手間だと思っておりますので、それができるだけ簡単に比較できるように県教育委員会で集約いたしまして、その情報にポータルサイトの的にアクセスできるような、そういうプラットフォームみたいなものも整えていきたいと思っております。そこで情報をしっかり負担なく届けられるようにしたいと思っております。

2点目、調査書と、そして自己PR書の部分につきましては、御指摘のように、一部負担が学校の先生方に増える部分もあろうかと思っております。ある意味、これまで調査書の作成ということで御負担いただいていた部分を、こちらに労力を掛けて回していただくというところがあるかと思っておりますけれども、それでも、もちろんかなり負担があろうかと思っておりますので、学校の働き方改革の視点、あるいはこの入学者選抜制度の話以外も含めまして、学校の業務負担の軽減というのは当然努めていきたいと思っております。しかしながら、例えば書き漏れとか、誤字脱字がありましたというような部分については、面接を実施することにしておりますので、その部分でしっかりと生徒の声として聞かせていただいて、誤字があるから駄目といったことにはならないように、適切な判断をされるようにしていきたいと思っております。

3点目、日程の関係につきまして、卒業式との兼ね合いの部分は、非公式に市町の教育長と意見交換をさせていただく中で、同様の御指摘を幾つかいただいております。具体的な時期についてはまだ決めているわけではございませんので、こういったことも踏

まえまして、また、今後のパブリックコメントの状況等も踏まえながら、適切な時期を判断していきたいと思っております。

菅田委員： 二次募集のところで、「一般入試に準じて決定」で、その下には、「学力検査は実施しない」というのがあるのですけれども、これはどういった意図があるのでしょうか。

寺田学びの革新推進課長： 基本的には、これまでの選抜（Ⅲ）におきまして、学力検査というものは必須の要件には入れておりませんで、面接と調査書と作文を中心に判断をすとしてまいりました。基本的にはこの考え方を継続させたいというのがまずベースにありまして、一方で、現在の制度では、いわゆる選抜（Ⅱ）を受検した生徒について、その学力検査の結果を活用することも可能とするという部分がございますが、これは具体的な制度設計はこれからになりますけれども、選抜（Ⅱ）の部分で、いわゆる特色化の一環として、受検する科目を学校が設定できるようにしようと思っております。ですので、そういった視点からしますと、受けている科目が生徒によって違ったり、学校によって違ったりという状況が生まれてきますので、これまでのように、必ず5教科を全ての生徒が受けているという状況が変わってまいります。そういったことを踏まえまして、どのようなやり方ができるのかということを検討していきたいと思っておりますけれども、基本的には選抜（Ⅲ）というのはセーフティネットという視点がございますので、選抜（Ⅱ）で不合格になった生徒にできるだけ負担を掛けることなく、学習の意欲がある子たちを救いたいという視点から、一律の学力検査を課するという事はしないということの基本方針にしているところでございます。

志々田委員： 自己PR書を自分の手で書くというのは、就職するときもそうですし、今、大学入試も変わろうとしていますが、これからの社会人にとって必須の力だと思っておりますので、中学から高校の段階でも、自分で自分のことをPRするというのはとても良いことだと思うのですが、自分のことを書いてみろと言われると、私もそういう教育を受けてきていないので、なかなか気恥ずかしかったり、上手く書けなかったりというようなこともあると思います。学びのポートフォリオですよ。学びをどうしてきたのかということ、小学校1年生、もしかしたら幼稚園のときや保育園のときから自分自身で書き残し、溜めていくという習慣ですよ。それを積み重ねていくことによって、初めて15歳でできるようになることだろうと思っておりますので、これは中学校だけの問題ではなく、小学校の段階から考えていかなければいけないことかなと思っております。

それともう一つは、それを紙媒体で、アナログ媒体でどう溜めていくのかということが、6年間と3年間、少なくとも9年間の学びを紙の冊子みたいなもので束ねていくということ自体は非現実的かなと。中学校3年間でもなかなか非現実的かなと思っております。そうすると、デジタルデータということになるのですが、今度は、この個人情報満載のデジタル情報を全ての学校の子供たちが全部管理するのか、学校側が管理するのか、学校側が管理しない限り、子供は自分のパソコンを持っていないわけですから、そういうのは難しくなったりします。そういうハードウェアの部分ですよ。どう自分の学びを溜めていくのかといったことの技術上の問題と指導上の問題、それから、セキュリティの問題ですかね、そういったところにまだまだ課題があるように思います。そういう意味で、令和3年度から、いわゆる自己PR書というものを活用していこうというのはとても良いことだと思っておりますので、急いでやらないといけないかなと。かなりたくさんハードルがあると思っておりますので、その辺りは小学校、中学校の入試の問題だけではなくて、教育課程の方たちとどのような相談をされているのか。今、進んでいる、想定していることを教えていただければと思います。

寺田学びの革新推進課長： 入学者選抜には二つの意味があると思っております。一つは、本来の機能である選抜機能ということと、もう一つは、中学校、あるいは小学校、さらには、就学前家庭教育も含めた教育に対するメッセージというところがあるかと思っております。そういう意味では、今回の全員面接、そして、自己PR書というのはメッセージというところが非常に大きいと思っておりますので、それが中学校、小学校に適切に伝わるようにしていきたいというのがまず1点でございます。

2点目、ポートフォリオの関係でございますけれども、御指摘のとおり、今、国の方でもポートフォリオの重要性がうたわれているところでありまして、あわせてセキュリティ上の問題についても、例えばセキュリティアラウドの話ですとか、あるいはインターネット回線の問題等も含めて、正に今、動いているところでございます。本県もこういった国の方針を踏まえまして、ICT環境の充実に関して早急に検討を行っているところでございますので、その視点の中には今回のような件も当然含まれて、その中

で検討していきたいと思っております。

志々田委員： お聞きできて良かったです。やはり整理していかなければならないことで、急にあなたのPRを書くと15歳の子が言われて、何も教えてもらっていない、そのための素材もない中で書くのは、やはり酷なことだと思います。令和3年度の子たちのためにどれぐらいこれから準備をしていけるのかということ、早急にやっつけていかないとけないと思いますし、先生方にもそのための御指導というのが、いわゆる入試のための指導ではなくて、子供たちの力を育てるための教育課程なのだというのもよくよく周知していただいて、付け焼き刃にならないような、上滑りするような自己PR書を書いていただいても、選抜する方も大変だと思いますので、是非研究を重ねていただければと思います。以上、意見です。

中村委員： 志々田委員の意見を聞いていて、私も少し思うところがありまして。企業の経営者として採用面接をしていると、必ず自己PRという項目があって、それを一所懸命書いてきますよね。自分の良いところを書いてくるわけですがけれども、同じような意見になりますけれども、中学3年生が自己PRをする。しかも、プラス面のPRできることを書かなければならないということだと思いますので、それまでの中学校、あるいは小学校を通じて自己肯定感を高めていくというか、私はこれができます、これが自慢です、これを頑張ってきましたということが書けるように指導してもらいたいと強く思いますので、よろしくをお願いします。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議2 令和2年度に使用する教科用図書の採択結果について

平川教育長： 続きまして、報告・協議2、令和2年度に使用する教科用図書の採択結果について、河北義務教育指導課長、説明をお願いいたします。

河北義務教育指導課長： それでは、令和2年度に使用する教科用図書の採択結果について御報告いたします。

資料につきましては、1ページから42ページまでが県立学校、43ページから46ページまでが市町立義務教育諸学校の資料となっております。

それでは、まず、県立学校の教科用図書の採択結果について御報告いたします。

1ページを御覧ください。採択につきましては、本年4月の教育委員会会議で決定していただきました採択基本方針に基づいて進めてまいりました。

「2 各学校における教科用図書の選定」を御覧ください。各学校における教科用図書の選定につきましては、校長が教科用図書の専門的な調査研究に基づいた適正な選定を行うため、教科書選定会議等を設置し、調査研究を進めてまいりました。下側の枠内には、県立中学校、高等学校、特別支援学校の校種ごとの選定の手続について記載しております。それぞれ学校の教育目標等に基づいた独自の観点、令和2年度実施教育課程案、児童生徒の学習状況や障害種別の観点や障害の状況等を踏まえまして、事務局が作成しております教科用図書選定資料を参考に教科用図書の調査研究が行われました。原則として、文部科学省発行の「小学校用教科書目録」、「中学校用教科書目録」、「高等学校用教科書目録」、「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録」及び「平成32年度使用一般図書一覧」に登載された教科用図書のうちから、最も適切な教科用図書を選定しております。そして、その後、校長から採択申請書、また具体的な選定理由等を明記した選定理由書等が県教育委員会事務局に提出されました。

資料の2ページの「3 各学校の選定理由書等の審査」を御覧ください。事務局では、それらの書類に基づきまして、各学校が選定した教科用図書が、各学校の令和2年度実施教育課程案等を踏まえられているか、また、当該校の児童生徒の状況を十分考慮しているかを点検してまいりました。

その中から、まず、県立高等学校に対する点検・指導の結果について御報告いたします。

資料の3ページを御覧ください。1の教育課程と選定教科用図書との整合性につきましては、当該校の教育課程で履修することとなっている教科・科目の教科用図書が選定

されていない課程はございませんでした。

2の採択申請された教科用図書の妥当性及び選定理由書に示された選定理由の妥当性につきましては、複数の教科用図書を十分に比較しまして選定したことが理由として示されていないものが、1課程3科目ございました。複数の教科用図書を比較検討し、明記するよう指導しております。また、採択申請された教科用図書が当該校の生徒にとってどのような点で適合するのかが理由に十分示されていないものが2課程3科目ありまして、生徒の実態をより具体的に選定理由書に明記するよう指導しております。

続きまして、県立特別支援学校に対する点検・指導の結果について御報告いたします。

資料の4ページを御覧ください。各県立特別支援学校につきましても、各学校の教育課程に基づき、障害種別の観点等を踏まえ、最もふさわしい教科用図書を選定するよう指導してまいりました。点検しました結果、ほとんどの教科用図書について、教育課程に沿った適切な図書を選定していましたが、一般図書の選定で、上の学年又は下の学年の教科書と難易度が逆転した学部など、4校6学部を指導してまいりました。これらの学校は、適切な図書に選定し直しております。

なお、県立中学校につきましては、採択基本方針で定めた観点に基づき適正に選定されているとともに、学校の特色を生かしたものでございまして、選定理由も適切でございました。

これらを踏まえまして、県教育委員会といたしましては、これらの教科用図書の選定を適正とみなし、資料5ページ以降に示しておりますとおり、令和2年度使用教科用図書として採択しております。県立学校の採択結果等につきましては、県教育委員会のホームページで、各学校の選定理由書につきましては、県庁の行政情報コーナーで公開しております。

最後に、令和2年度県内の市町立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択結果について御報告いたします。

資料43、44ページを御覧ください。県内19の採択地区の小中学校用教科用図書の採択結果でございます。45、46ページには、19採択地区及び広島中等教育学校、福山中学校の小中学校用教科用図書の採択結果でございます。各採択地区等におきましては、綿密な調査研究に基づきまして、採択権者の判断と責任により採択が行われたと聞いております。

なお、この採択結果の一覧につきましても、県のホームページで公開しております。

以上で説明を終わります。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 以前、市町の教育委員さんたちとの意見交換の際に、それぞれの教育委員会で教科書の選定をしていて、かなりの負担になっているということをお聞きしたことがあります。全部見てくれというところから、ある程度説明を受けてから選択するとか、様々なやり方があるようなのですけれども、これだけの地区で教育委員さんたちが選定をして、最終決定をしてくださっているのですけれども、こういったお互いの地区だったり、市町村なりの教科書の選定の仕方のノウハウみたいなものを共有したりだとか、より効率的であったり、より分かりやすかったりといったやり方のコツを共有するような場とか情報交換する場とか、そういったものはあったりするのでしょうか。

河北義務教育指導課長： 確認したわけではございませんが、私も市の教育委員会に5年間おりました、教科書選定等をしておりました。その際には、近隣の市町教委との連携はそれぞれのところではやっておりましたが、そういったものが県全体で情報共有される場はございませんでした。現在も変わらないのではないかなと思っております。

志々田委員： もちろんそれぞれの地域にとっての御事情もあろうとは思いますが、県立の学校でもとても大変な思いをして選定されていて、この仕事にかかる業務量というのはすごくたくさんあるのだと思います。より効率的に、より機能的に選定ができる方法があるとするのならば、それぞれの独自性や、自由にといいところは尊重しながらも、ノウハウというか、コツというか、そういうものは共有しても良いのではないかなと思っております。毎年毎年あることですので、何とか省エネ化できないかということも考えた方が良いのかなということ少し思ったので、意見として言わせていただきます。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

平川教育長： 続きまして、報告・協議 3、公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査の結果について、吉田施設課長、説明をお願いいたします。

吉田施設課長： それでは、公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査の結果について御説明を申し上げます。

資料の 1 ページを御覧ください。公立学校施設の耐震改修状況につきましては、毎年、文部科学省においてフォローアップ調査が行われておりまして、資料 1 の「要旨」にございますように、この度、本年 4 月 1 日現在の調査結果が公表されたことを受けまして、本県の状況を取りまとめたものでございます。

まず、2 の (1) の非木造建物の校舎などの構造体の耐震化についてでございます。この表の 2 段目の公立の小中学校でございますが、この耐震化率は 97.6% と前年度の 96.8% から 0.8 ポイント上昇したところでございますが、全国順位は 40 位と、依然として取組が遅れている状況でございます。

なお、県立学校につきましては、平成 27 年度末に全ての学校の耐震化が完了している状況でございます。

2 ページを御覧ください。次に、(2) の市町ごとの公立小中学校の耐震化率についてでございます。耐震化が完了いたしました市町の数は 17 団体で、耐震化が未完了の市町の数 6 団体となっており、これは昨年と同じ状況でございます。

3 ページを御覧ください。(3) の公立小中学校の耐震化が未完了の市町の具体的な状況についてでございます。

まず、福山市につきましては、「福山市立学校施設耐震化推進計画」に基づきまして、非常災害時の避難場所となる屋内運動場の耐震化に先に取り組みされて、おおむね完了いたしました。今後、残りの 17 棟につきましては、令和 3 年度末までに完了を目指し、残り 1 棟は令和 5 年度までに耐震化を完了すると聞いております。

次に、呉市につきましては、改築等により、残り 8 棟を令和 4 年度末までに耐震化を完了する予定ということでございます。

次に、尾道市につきましては、耐震性を有していない 3 校 6 棟でございますけれども、統廃合の関係で関係者との協議中の状況にありまして、令和 5 年度までの耐震化完了を目指すということにされております。

次に、広島市につきましては、残り 1 棟ということで、これは屋内運動場が残っておりますが、これを改築して、令和 2 年度までに完了する予定とされております。

次に、安芸太田町の 2 棟、それから、江田島市の 1 棟につきましても、統廃合が予定されている学校の建物でございまして、令和 2 年度までの耐震完了を目指すということとされております。

それでは、資料 4 ページをお願いします。「3 屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策」についてでございます。表の 2 段目の公立の小中学校でございますが、左から 2 列目になりますけれども、吊り天井を有する建物 9 棟のうち、吊り天井のほか、照明器具、バスケットゴールについても落下防止対策を実施済みの建物は 2 棟ということになっております。また、吊り天井を有していない建物 758 棟につきましても、照明器具等の落下防止対策を既に実施済みの建物は 635 棟となっておりまして、残りの建物につきましては、落下防止対策の実施が必要な状況でございます。

なお、県立学校につきましては、屋内運動場などの吊り天井を有する 4 校につきまして、落下防止対策を既に完了させているところでございます。

次に、「4 屋内運動場等の吊り天井等以外の非構造部材の耐震点検・耐震対策」についてでございます。これは、校舎の天井とか照明器具、あるいは窓ガラス、外壁、内壁などにつきまして、耐震性の点検の実施状況とその対策の実施状況を調査したものでございますけれども、表の 2 段目、公立の小中学校につきましては、704 校のうち耐震点検を実施済みの学校は 699 校で、全体の 99.3%、点検の結果、耐震対策が不要、あるいは耐震対策が必要であったが、対策を実施済みという学校は 398 校で、全体の 56.5% という状況でございます。

ここで、県立学校につきましては照明器具などの落下防止対策は既に完了させておりましたけれども、昨年 6 月の大阪府北部の地震を契機といたしまして、全国的にブロッ

ク塀等の安全対策の問題が生じまして、そのブロック塀の点検の結果、平成31年4月1日現在で、安全性に問題があるブロック塀等を有する学校が県立の中学校では3校のうち1校、高等学校では82校のうち49校、特別支援学校では17校のうち3校ございましたので、耐震対策不要な学校数としては、それぞれ差し引いた中学校2校、高等学校33校、特別支援学校14校となっております。

ここで5ページの下を表を御覧いただきたいと思いますが、参考といたしまして、県立学校におけますブロック塀等の安全対策の実施状況につきまして詳しく御説明させていただきますと、昨年度中に専門家によるブロック塀等の安全点検を行いまして、安全性に問題がある箇所の撤去・改修工事を今進めているところでございますけれども、全学校数102校のうち、対策工事が必要な施設は53校、そのうち対策が完了している学校は令和元年9月1日現在では10校が既に対策を完了し、対策の工事を実施中、あるいは準備中というのは43校という状況でございます。これらにつきましては、今年度中の対策完了に向けて工事を進めてまいりたいと考えております。

それでは、5ページの上のほうを御覧ください。「5 市町に対する働きかけ」でございます。

(1)にございますように、耐震化が完了していない市町に対し、県教育委員会では、かさ上げされた国庫補助金などの積極的な活用を促すなど、早期の耐震化を働きかけてきたところでございますが、今後とも、(2)にありますように、令和2年度まで期間延長されました国の有利な財政支援措置などの活用を促すほか、市町職員を対象とした現地研修会の開催などを通じまして、できるだけ早期の耐震化に取り組むよう、引き続き働きかけてまいりたいと考えております。

説明は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

中村委員： 耐震化については、これまでも状況を御説明いただいて、この6市町、一所懸命やっていたのでしょけれども、どうしてもここまでかかりますよというのは前からお聞きをしていると思うのですが、予定が早まったとか、あるいは更に遅れますとか、そのようなことがあれば、教えてもらいたいと思います。

吉田施設課長： 耐震化未完了の6市町のうち、この学校の棟数で見ますと、全体で36棟ございます。これらのうち、統廃合に関連する建物が26棟ございます。7割が統廃合の対象なので、統廃合が決まらないと対策を実施できないとか、あるいは統廃合で使わなくなるので、今はできないとか、そういう状況でございます。その統廃合の関係で時間を要しているところでございます。市町の方では完了予定を既に設定していただいておりますけれども、統廃合の関係が難航している市町もございますので、今後少し状況が変わる可能性があるということでございます。

志々田委員： 初めて気が付いたのですが、幼稚園の耐震化のことというのが今回データとして出ているのですが、幼稚園はなぜこんなに進んでいないのでしょうか。

吉田施設課長： 公立の幼稚園ということでございますけれども、この耐震化が遅れている理由としまして、市町から幾つか聞いたところでございますけれども、その話によりますと、例えば福山市では、非常災害時の避難場所となる小中学校の耐震化をまず優先しているというような状況があるということでございます。それから、尾道市では、今後、認定こども園を整備する予定で、その関連でまだ進んでいないというようなことでございました。竹原市も同様に、認定こども園を整備する予定で、それができたら、今の園舎は使わないという状況で、対策ができていないというようなことでございます。あるいは、移転をする予定があるので、耐震化できていないというような市町もございました。おおむねそのような事情であると承知しております。

志々田委員： 規模の問題であったり、避難所の指定の問題であったりということで、幼稚園はなかなか注目されないのかもしれませんが、大事な子供たちが通っていることに違いはないので、これからも教えていただければと思うのと、もう一つ、全然別のことなのですが、これも、この間、ある学校の先生と耐震ブロックのお話をしていたら、学校内に設置のブロック塀については、専門の業者さんが見てくださっているのだと思うのですが、通学路のブロック塀にどういうものがあるかだとか、こういった吊り天井のこともそうなのかもしれませんが、調査をする人が誰なのかといったときに、学校の先生がやっておられるという話を聞いて、その業務負担が大きいのだという話をお聞きしました。こういう調べることについてはとても良いのですが、調べることに付随して、その報告を上げたり、調べるということは学校の先生方がやっておられるのか。そうではないの

か。その辺りのことで何か御存じのことがあったら、教えてください。

吉田施設課長： 通学路の安全点検というのは、日頃から学校でされていると。その一環での点検だろうと思います。学校以外の住宅等のブロック塀対策については、その対策のための補助金制度を設けておられる市町もあるようでございまして、主としては、市町の土木建築担当の方でされているということでございます。

志々田委員： 県立学校での通学路というと、なかなか難しいとは思うのですけれども、そういったものも調べていたりするのでしょうか。

吉田施設課長： 高等学校になると、通学路というと、かなり広範囲になろうかと思いますが、詳しくは承知しておりませんが、学校近隣で危険な場所があれば、やはり学校の方で確認されていると思いますし、必要があれば、近くを通らないとか、気を付けるような指導はしていると思っております。

志々田委員： 子供たちが安全に学校まで通ってきてくれるというのは、もちろん学校の責任ではありますが、学校の責任だけではなくて、地域全体の問題であったりだとか、また、この間、誠之館高校に隣接する市道のフェンスが倒れたときのように、子供たちが通ってくる場所は、必ずしも学校だけが全部分かったりだとか、注意ができる範囲を超えているところもあると思うので、こういう通学路や学校周辺のことについては、今、それぞれの市町の土木の方がやっただきしているとお聞きしましたが、やはり地域ぐるみで子供たちの通学路とか子供たちの安全とか施設というものの情報を集めた方が良いかと思えます。それは学校だけがやれば良いと言っているわけではなくて、恐らく自治会であるとか、そういう学校の周りの地域の方々と協力するような、そういう取組をして、防災意識を高めていただくことが大事かなと。それが取組が遅れているところに対する意識啓発にもなると思いますし、私は、耐震性がない施設を使っているという子供たちの実態を地域の方たちがどう考えていて、どう危機感を持っておられるのかということがとても大事なことかなと思っております。それぞれの事情は分かるけれど、明日地震が起きたら、うちの子たちは学校の施設で下敷きになるのですよということをどれぐらい市町が住民にきちんと伝えているのかということや、問題視をしているのかということがとても重要だと思うので、こういう耐震改修の問題を学校関係者以外の方たちにも呼び掛けるような機会があると良いなと思うので、教育委員会からは是非とも発信してほしいなと思っております。以上です。意見です。

菅田委員： 先ほど誠之館高校の話が出たのですけれども、地震もそうなのですけれども、地球温暖化で、大型台風上陸回数が今後増えていくと思いますので、そういった自然災害にも少し視野を広げて、対策を今後していただければと思います。

吉田施設課長： そういうこともございますので、インフラの安全点検につきまして、学校の方に集中したいと考えております。

先ほどの志々田委員の御意見につきましても、個別に耐震化未完了の市町に指導しておりますので、その際に、そういう働きかけをしていこうと考えております。

中村委員： 土砂災害警戒区域に入っている学校とかはあるのですか。

吉田施設課長： はい、ございます。県立学校施設につきましては、今年3月現在ですけれども、学校の敷地が土砂災害特別警戒区域に指定されている学校は30校ございまして、このうち区域内に建物がある学校というのは18校、建物棟数にすると38棟ございます。ですので、こういった学校につきましては、法令の基準に沿った対策を現在実施しているところでございます。

中村委員： ものすごい数ですけど、そちらの対策も是非よろしくお願いします。

近藤委員： 耐震化が今できていない学校なのですけれども、耐震化に代わる、もし今日地震が起きたときに、身を守るような手立てというのは何か講じられているのですか。

吉田施設課長： 中には建物全部をもう使っていないという学校もございまして、そうでない学校もございまして。この耐震化の状況につきましては、文部科学省の方も課題と認識されているようで、必ず耐震化未完了の学校はここですというのは公表しなさいということで、現在、耐震化の状況については各市町のホームページで公表しておりますので、その辺りは市町の方は住民、保護者の方には説明しているというようなことでございまして、今いる子供たちをどうするかということもございまして、そういうことも考えてくださいと市町には指導はしているところでございます。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

続きますして、先ほど、公開しないと決定しました議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(11:05)

【非公開審議】

第1号議案 令和元年広島県議会9月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見につい

て

令和元年広島県議会9月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第2号議案 審査請求に対する裁決について

審査請求に対する採決について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(11:23)